

離婚調停を申し立てる方へ

1 概要

離婚について、夫婦間で話し合っても解決できない場合や話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。調停手続は、申立人（あなた）及び相手方からお話をお聴きし、離婚するかどうか、離婚することになった場合、未成年の子どもの親権者を誰にするのか、親権者とならない親と子の面会交流をどうするか、養育費などの子どもの養育に関わる事項、さらに、婚姻中に形成した財産の分け方（財産分与）、年金分割、慰謝料などに関する問題もあわせて話し合うことができます。調停手続の中で、話し合いによる解決ができない場合には、調停は終了（不成立）することになります。それでも、なお離婚を求めるには、別に離婚訴訟を起こす必要があります。

2 申立てに必要な費用

- 申立手数料・・・収入印紙1200円分
- 連絡用の郵便切手・・・776円分（84円切手：5枚，50円切手：4枚，20円切手：4枚，10円切手：7枚，1円切手：6枚）

3 申立てに必要な書類

裁判所には、次の書類を提出していただくこととなりますが、必要に応じて申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日には持参してください。

- 申立書
 - ※ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付することになりますので、裁判所提出分のほかに、相手方のコピー1通を提出してください。
- 事情説明書，お子さんについての事情説明書（未成年の子がいる場合に提出してください。）
- 連絡先等の届出書
- 進行に関する照会回答書
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）→ 3か月以内に発行されたもの
- 養育費の必要な子どもがいる場合→収入がわかる資料（源泉徴収票，所得証明書（就職・転職して間もない場合は給与明細直近3か月分），確定申告書，非課税証明書の写しなど）
- 財産分与を希望する場合→夫婦の財産がわかる資料（不動産登記事項証明書，固定資産評価証明書，預金通帳写しなど）
- 年金分割を希望する場合→年金分割のための情報通知書（請求者の住所の記載のないもの）
 - ※ 相手方に年金分割を求める場合に必要となります。情報通知書の請求手続については、年金事務所（厚生年金）又は各共済年金制度の窓口にお問い合わせください。

4 申立先

相手方の住所地を管轄する裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

お問い合わせ先

盛岡家庭裁判所

盛岡市内丸9番1号(電話019-622-3458, 3449)

※ 裏面もお読みください。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらい、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に対象となる子の監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



6 調停手続で必要な書類を提出する場合

- (1) 書類を提出するときは、提出する書類のコピーを1通とり、そのコピーを裁判所に提出してください。調停期日には、裁判所に提出したコピーのもとになった書類を持参してください。
なお、相手方にも交付したいときは、さらに相手方用のコピーも提出してください。
- (2) 相手方に知られたくない情報（たとえば、源泉徴収票に記載された住所や勤務先名など）がある書類を提出する場合は、コピーにマスキング（黒塗り）してください。
- (3) 提出予定の書類の一部に、相手方に知られたくないが、裁判所に知らせる必要がある情報が記載されている場合は、書面の提出方法Q&A及びチャート図「相手方など関係者に知られたくない情報がある方へ」を参照して、非開示申出をしてください。申立書は、裁判所の窓口に用意されているほか、ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/>) からダウンロードして利用することができます（前記アドレスにより表示される裁判所のトップページから「各地の裁判所」→「盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所」→「裁判手続を利用する方へ」→「手続案内」のページを参照してください。）。

7 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

調停手続中に提出された書類を閲覧・謄写したい場合には、家庭裁判所に閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、家庭裁判所が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、閲覧・謄写させるかどうかを判断することになります。なお「事情説明書」「お子さんについての事情説明書」は、原則として閲覧・謄写の対象となります。